

2 知っておきたい法律

社会保険労務士が、業務を進めるにあたって知っておきたい法律があります。ぜひ、一度、調べてみてはいかがでしょうか。

公益通報者保護法

平成 18 年 4 月 1 日より施行された法律。

社内での不祥事を内部告発した従業員に対して、会社はその従業員を保護しなければならず、公益通報したことを理由とする解雇は無効とし、降格や減給などの不利益な取扱いの禁止などを規定した法律です。

裁判員法

平成 21 年 5 月よりスタートした裁判員制度について規定した法律です。

裁判員に選ばれると、「仕事が忙しいから」という理由だけでは辞退することができませんので、従業員は裁判員に選任された場合、会社に対して裁判に参加するための休暇を請求することができ、不利益な取扱いや処分などは受けず、有給とするか無給とするかは会社の判断に任されています。

裁判員としての休暇の取り方や賃金の支払いについて就業規則に規定し、会社のルールとして従業員に周知するためには知っておくべき法律のひとつです。

会社法

法人として事業を開始するときに、会社法の定めに則って設立手続きがすすめられます。法人を設立することは、法人登記と同時進行で、社会保険や労働保険の新規適用の手続きの必要性が出てきますので、社会保険労務士にとって新たな顧客獲得のためにも勉強しておく価値のある法律です。

また、社会保険労務士法人の設立を考えている人には、知っておかなければならない法律のひとつです。

生活保護法

この数年、毎年増加している生活保護者について定めている法律です。

働くことでもらえる賃金の額や受給できる年金額との逆転現象が起きている現状も見受けられ、最低賃金法や国民年金法、厚生年金保険法とのかかわりも含めて勉強したい法律です。